

品川区立総合区民会館の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立総合区民会館
所在地：品川区東大井五丁目 18番1号

2 指定管理者候補者

名 称：財団法人品川文化振興事業団
所在地：品川区西大井一丁目 4番25号
代表者：理事長 小松 清

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、品川区立総合区民会館（以下「会館」という。）の現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理 由

財団法人品川文化振興事業団（以下「事業団」という。）は、平成18年4月から現在まで、会館の指定管理業務を受託し、「区民優先受付」を区に提案するなど利用者ニーズを反映させる運営を行うとともに、利用料の納入や管理運営費の執行に当たっても適切で安定的な管理運営を行っている実績がある。

また、品川区と事業団との共催で進めていく「品川区民芸術祭」を発展的に展開していくためには、当該事業の運営主体と施設管理者が一体となって当該事業を進めていくことが必須要件であることから、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区立総合区民会館指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、事業団の提案内容について選定委員会が「品川区立総合区民会館指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、事業団を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 地域振興事業部長
委 員 地域振興事業部文化スポーツ振興課長
委 員 地域振興事業部地域活動課長
委 員 地域振興事業部商業・観光課長
委 員 企画部行政改革担当課長

7 選定理由

事業団は、平成18年4月から会館の指定管理者として円滑に業務を遂行しており、十分な事業能力を有するとともに、今後の運営についても積極的な提案を行っていることから、会館の指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立体育館の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称：品川区立総合体育館
所在地：品川区東五反田二丁目 11番 2号
- (2) 名 称：品川区立戸越体育館
所在地：品川区豊町二丁目 1番 17号

2 指定管理者候補者

名 称：財団法人品川区スポーツ協会
所在地：品川区東五反田二丁目 11番 2号
代表者：理事長 藤本 賢

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、品川区立体育館（以下「体育館」という。）の現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

財団法人品川区スポーツ協会（以下「協会」という）は、平成18年4月から現在まで、体育館の指定管理業務を受託し、利用料の納入や管理運営費の執行に当たっても適切で安定的な管理運営を行っている実績がある。

また、協会には構成員および指導者の多くが品川区民からなる27種目のスポーツ団体が加盟しており、それぞれのスポーツ種目について高度で専門的な知識・技術および事業の企画・運営機能を有している。体育館の主要事業である各種スポーツ教室および各種施設の自由利用については、協会の加盟団体が事業の企画から運営・指導を行い、区民のためのスポーツ活動が展開されていることから、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区立体育館指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、協会の提案内容について選定委員会が「品川区立体育館指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、協会を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 地域振興事業部長
委 員 地域振興事業部文化スポーツ振興課長
委 員 地域振興事業部地域活動課長
委 員 地域振興事業部商業・観光課長
委 員 企画部行財政改革担当課長

7 選定理由

協会は、平成18年4月から体育館の指定管理者として円滑に業務を遂行しており、十分な事業能力を有するとともに、今後の運営についても積極的な提案を行っていることから、体育館の指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立家庭あんしんセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名称：品川区立家庭あんしんセンター
所在地：品川区平塚二丁目12番2号

2 指定管理者候補者

名称：社会福祉法人福栄会
所在地：品川区東品川三丁目1番8号
代表者：理事長 新美 まり

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

社会福祉法人福栄会は、平成18年4月から現在まで、品川区立家庭あんしんセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、児童福祉施設および第1種・第2種社会福祉事業等の運営実績を有し、今後のサービス水準の維持向上に事業の継続性と安定性が求められることから、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区子ども未来事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会の事業計画、事業報告等について、選定委員会が「子ども未来事業部公の施設の指定管理者候補者選定基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とするこ

とを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 子ども未来事業部長

委 員 子ども未来事業部子育て支援課長

委 員 子ども未来事業部青少年育成課長

委 員 子ども未来事業部保育課長

委 員 企画部行財政改革担当課長

7 選定理由

社会福祉法人福栄会は、品川区立家庭あんしんセンターの現指定管理者として円滑に業務を遂行しており、十分な事業能力を有するとともに、今後の運営についても積極的な改善提案を行っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立八潮在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮在宅サービスセンター
所在地：品川区八潮五丁目 10番27号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成18年4月から現在まで、品川区立八潮在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者

候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立八潮在宅サービスセンターの管理運営を行い、八潮地区の地域ニーズを踏まえ、個々の利用者に合ったサービスを家庭的な雰囲気の中で提供することに取り組んでいる。

また、生活相談員を中心に、プログラムや行事・食事等に関する要望を聴き、ニーズの把握に努めており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立大井在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立大井在宅サービスセンター
所在地：品川区大井四丁目 14 番 8 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1 番 1 号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立大井在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者と

することを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立大井在宅サービスセンターの管理運営を行い、「本人の有する能力を最大限に發揮できる」ことを目標に利用者のニーズに応える体制づくりや、送迎・入浴・食事サービスのみならず、趣味や生きがい活動など、豊富なサービスメニューに基づいた特色ある施設運営に取り組んでいる。

また、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立中延在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立中延在宅サービスセンター
所在地：品川区中延六丁目 8 番 8 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1 番 1 号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立中延在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者と

することを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立中延在宅サービスセンターの管理運営を行い、利用者一人ひとりの状態、能力を適確に把握し、本人、家族の要望に基づいた通所介護計画を作成し、本人本位の援助を実践している。

また、利用者のニーズを取り入れた多様な生きがい活動を行っており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立大崎在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立大崎在宅サービスセンター
所在地：品川区北品川一丁目 16番5号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人福栄会
所在地：品川区東品川三丁目 1番8号
代表者：理事長 新美 まり

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人福栄会は、平成18年4月から現在まで、品川区立大崎在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人福栄会は、現指定管理者として、品川区立大崎在宅サービスセンターの管理運営を行い、リハビリニーズへの対応として理学療法士を週1日配置し、今後も希望者が受け入れられるようなサービスの向上に努めている。

また、家族や利用者の要望・意見を汲みあげる活動を実践し、利用者中心のサービス提供に取り組んでおり、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立戸越台在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立戸越台在宅サービスセンター
所在地：品川区戸越台一丁目 15番23号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：品川区中延一丁目 8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人三徳会は、平成18年4月から現在まで、品川区立戸越台在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人三徳会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人三徳会は、現指定管理者として、品川区立戸越台在宅サービスセンターの管理運営を行い、中学校との合築の利点を活かし、ボランティアの受入れや地域住民との活発な交流活動を行っている。

また、利用者一人ひとりのニーズにあわせた豊富なプログラムを用意し、多彩な活動を行っており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立荏原在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立荏原在宅サービスセンター
所在地：品川区荏原二丁目 9 番 6 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：品川区中延一丁目 8 番 7 号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人三徳会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立荏原在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人三徳会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人三徳会は、現指定管理者として、品川区立荏原在宅サービスセンターの管理運営を行い、利用者一人ひとりの個性にあわせた個別ケアを実践するとともに、多人数ならではの楽しさを味わえるようなサービスの提供を行っている。

また、施設全体のサービス向上と職員の業務に対する姿勢を改善するために、「プラス1のケア」を追加して業務を行うなど、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立小山在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立小山在宅サービスセンター
所在地：品川区小山七丁目 14 番 18 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：品川区中延一丁目 8 番 7 号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人三徳会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立小山在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人三徳会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」

に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人三徳会は、現指定管理者として、品川区立小山在宅サービスセンターの管理運営を行い、「個性の尊重」、「家庭的な安らぎ」、「役割を持った生活」の実現を施設運営のモットーとし、少人数という特性を活かし、個別援助計画に基づき、認知症高齢者を対象にした個別ケアを実践しており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立月見橋在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立月見橋在宅サービスセンター
所在地：品川区南大井五丁目 2 番 1 7 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人さくら会
所在地：品川区南大井五丁目 1 9 番 1 号
代表者：理事長 前田 武昭

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人さくら会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立月見橋在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人さくら会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決

定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人さくら会は、現指定管理者として、品川区立月見橋在宅サービスセンターの管理運営を行い、センター方式を平成20年度から導入し、担当ケアマネージャー・家族・主治医に繋ぐことにより、認知症ケアの充実を図っている。

また、レクリエーションを午前・午後に分けて、利用者の選択肢を増やすなど、ニーズを取り入れた質の高いサービスを提供しており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立戸越台特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立戸越台特別養護老人ホーム
所在地：品川区戸越台一丁目 15番23号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：品川区中延一丁目 8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人三徳会は、平成18年4月から現在まで、品川区立戸越台特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人三徳会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人三徳会は、現指定管理者として、品川区立戸越台特別養護老人ホームの管理運営を行い、合築されている中学校等と交流部会を設け、中学生の体験学習や行事交流等の幅広い活動を通じて、利用者の日常生活に活気と潤いを与える取り組みを行っている。

また、様々な仕組みを活用して、利用者や家族の要望等の収集・把握に取り組んでおり、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立荏原特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立荏原特別養護老人ホーム
所在地：品川区荏原二丁目 9 番 6 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：品川区中延一丁目 8 番 7 号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人三徳会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立荏原特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人三徳会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

- 委員長 健康福祉事業部長
- 委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
- 委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
- 委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
- 委 員 健康福祉事業部健康課長
- 委 員 企画部行財政改革担当課長
- 委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人三徳会は、現指定管理者として、品川区立荏原特別養護老人ホームの管理運営を行い、サービスの質の向上・業務の効率化・経費の節減を図るとともに、常にサービス内容の検証に取り組んでいる。

また、ケアマネジメントに基づくサービス提供が実践できる職員を育成するため、計画的な職員研修や会議を実施し、グループケアの実践に取り組んでおり、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立中延特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立中延特別養護老人ホーム

所在地：品川区中延六丁目 8 番 8 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター

所在地：品川区八潮五丁目 1 番 1 号

代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立中延特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者

候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立中延特別養護老人ホームの管理運営を行い、地域住民等を委員とする「地域懇談会（なかのぶ会）」を実施する等、地域に密着した施設運営を実践している。

また、施設長等と家族や利用者との意思疎通の機会を定期的に設けるなど、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立八潮南特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮南特別養護老人ホーム
所在地：品川区八潮五丁目 9 番 2 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1 番 1 号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成 23 年 5 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、他の高齢者介護施設の指定管理者として実績を有する法人を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、昭和 58 年に品川区立八潮南特別養護老人ホームと同じ八潮地区に高齢者介護施設および障害者福祉施設を開設し、以来長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた施設運営を行ってきた実績がある。

また、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立中延特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績を踏まえ、同法人を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」

に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、指定管理者として、品川区立中延特別養護老人ホームの管理運営を行い、地域に密着した施設運営を実践している。

また、施設長等と家族や利用者との意思疎通の機会を定期的に設け、個別性のあるサービスの向上に努めている実績を踏まえ、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立八潮南認知症高齢者グループホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム
所在地：品川区八潮五丁目 9番 2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1番 1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成23年5月1日から平成28年4月30日までの5年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、他の高齢者介護施設の指定管理者として実績を有する法人を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、昭和58年に品川区立八潮南認知症高齢者グループホームと同じ八潮地区に高齢者介護施設および障害者福祉施設を開設し、以来長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた施設運営を行ってきた実績がある。

また、平成18年4月から現在まで、品川区立中延・大井在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、認知症デイサービスの運営を適切に行っており実績を踏まえ、同法人を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」

に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、グループホームの運営は初めてであるが、指定管理者として、品川区立中延・大井在宅サービスセンターの管理運営を行い、認知症デイサービスの運営を適切に行っている実績を踏まえ、指定管理者候補者として適當であると評価した。

品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘
所在地：品川区八潮五丁目 10番27号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成18年4月から現在まで、品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同一敷地内に、同法人が運営する施設（在宅支援センター）があり、効率的かつ的確な運営を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者

候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘の管理運営を行い、入居者の安否確認や緊急時の対応などの安全確保に努めるとともに、建物等の維持管理を法人営繕担当の専門家により適切に実施していることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名称：品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘
所在地：品川区大井四丁目 14番 8号

2 指定管理者候補者

名称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1番 1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成18年4月から現在まで、品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同一敷地内に、同法人が運営する施設（在宅支援センター）があり、効率的かつ的確な運営を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提

案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘の管理運営を行い、入居者の安否確認や緊急時の対応などの安全確保に努めるとともに、建物等の維持管理を法人営繕担当の専門家により適切に実施していることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘
所在地：品川区東品川三丁目 1 番 5 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人福栄会
所在地：品川区東品川三丁目 1 番 8 号
代表者：理事長 新美 まり

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人福栄会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同一敷地内に、同法人が運営する施設（在宅支援センター）があり、効率的かつ的確な運営を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」

に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人福栄会は、現指定管理者として、品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘の管理運営を行い、入居者の安否確認や緊急時の対応などの安全確保に努めるとともに、建物等の維持管理を法人営繕担当の専門家により適切に実施していることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立北品川つばさの家の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立北品川つばさの家
所在地：品川区北品川三丁目 7 番 21 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目 1 番 1 号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立北品川つばさの家の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者と

することを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立北品川つばさの家の管理運営を行い、快適な生活の場の提供から就労支援、日中活動の場の検討といった社会活動まで、様々な側面から自立生活の助長を行っており、利用者一人ひとりの障害の特性に合わせた質の高いサービスを提供している。

また、同法人は、施設の適切な維持管理およびサービスを安定的に提供するための人的資源・財務基盤を有し、設立当初から区と一体となり福祉行政を推進してきた実績を有することから、指定管理者候補者として適當であると評価した。

品川区立西大井つばさの家の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立西大井つばさの家
所在地：品川区西大井五丁目 7 番 24 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人福栄会
所在地：品川区東品川三丁目 1 番 8 号
代表者：理事長 新美 まり

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人福栄会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立西大井つばさの家の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

- 委員長 健康福祉事業部長
- 委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
- 委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
- 委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
- 委 員 健康福祉事業部健康課長
- 委 員 企画部行財政改革担当課長
- 委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人福栄会は、現指定管理者として、品川区立西大井つばさの家の管理運営を行い、区内におけるグループホームの運営経験や高い専門的知識を活かし、きめ細やかなサービスを提供するほか、同法人が運営する通所施設と連携しながらケアプランを作成することにより、利用者の就労支援を効果的に実施している。

また、同法人は、豊富な人的資源、財務基盤を有し、設立当初から区と一体的に福祉行政を推進してきたことに加え、地域社会における利用者の自立生活を助長してきた確かな実績を有することから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立西大井福祉園の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立西大井福祉園
所在地：品川区西大井五丁目 7 番 24 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人福栄会
所在地：品川区東品川三丁目 1 番 8 号
代表者：理事長 新美 まり

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人福栄会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立西大井福祉園の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

- 委員長 健康福祉事業部長
- 委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
- 委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
- 委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
- 委 員 健康福祉事業部健康課長
- 委 員 企画部行財政改革担当課長
- 委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人福栄会は、現指定管理者として、品川区立西大井福祉園の管理運営を行い、障害者福祉における長年の経験や高い専門的知識に基づき、きめ細やかなサービスを提供するとともに、同法人が運営する通所施設においてケアプランを作成してきた経験を活かし、障害者自立支援法に基づく新体系の施設である同施設を円滑に運営している。

また、同法人は、豊富な人的資源、財務基盤を有し、安定したサービスの提供が可能であることに加え、設立当初から区と一体的に福祉行政を推進し、地域社会における利用者の自立生活を助長してきた確かな実績を有することから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立かがやき園の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立かがやき園
所在地：品川区西大井六丁目 2 番 14 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人福栄会
所在地：品川区東品川三丁目 1 番 8 号
代表者：理事長 新美 まり

3 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 選定方式

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

5 理由

現指定管理者である社会福祉法人福栄会は、平成 18 年 4 月から現在まで、品川区立かがやき園の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同法人が設立当初から区と一体となって福祉行政を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

6 審査の経緯

(1) 「品川区健康福祉事業部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会の提案内容について、選定委員会が「健康福祉事業部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定し

た。

(2) 選定委員会の構成

委員長 健康福祉事業部長
委 員 健康福祉事業部障害者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者福祉課長
委 員 健康福祉事業部高齢者いきがい課長
委 員 健康福祉事業部健康課長
委 員 企画部行財政改革担当課長
委 員 企画部施設整備課長

7 選定理由

社会福祉法人福栄会は、現指定管理者として、品川区立かがやき園の管理運営を行い、重度の障害に関する高い専門的知識を活用し、入所施設利用者にきめ細やかなサービスを提供し、障害者自立支援法に基づく新体系の施設である同施設を円滑に運営している。

また、同法人は、豊富な人的資源、財務基盤を有し、安定したサービスの提供が可能であることに加え、設立当初から区と一体的に福祉行政を推進し、地域社会における利用者の自立生活を助長してきた確かな実績を有することから、指定管理者候補者として適当であると評価した。